

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○道路の区域変更及び供用開始（道路維持課）	一	○奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則）	三
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	一	○奈良県立桜井高等学校において使用する校長印の定め（労働委員会公告）	四
○地域森林計画の変更の公表（林政課）	二	○奈良県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	四
○右同	二		
○右同	二		
○開発行為に関する工事の完了（建設課）	二		

## 告示

### 奈良県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十八号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
香芝市上中七七六番一先から香芝市上中七七八番八先まで	前	八・四	九八・八	
	後	一八・四 一八・四 一九・四	九八・八	

- 四 供用開始の区間 道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日 平成十七年二月十四日

### 奈良県告示第五百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成十七年二月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理組合の名称 桜井市赤尾土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 桜井市大字赤尾五三番地
- 三 施行地区

桜井市大字赤尾の一部  
事業施行期間

平成十四年十二月二十四日から平成十七年三月三十一日まで

四 設立認可の年月日

平成十四年十二月十六日

五 変更認可の年月日

平成十七年二月四日

公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第四項及び第三十九條の四第一項の規定により大和・木津川森林計画区に係る平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの地域森林計画を変更したので、その関係図書を奈良県農林部林政課において閲覧に供します。

平成十七年二月十四日

奈良県知事 柿本善也

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第四項及び第三十九條の四第一項の規定により北山・十津川森林計画区に係る平成十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの地域森林計画を変更したので、その関係図書を奈良県農林部林政課において閲覧に供します。

平成十七年二月十四日

奈良県知事 柿本善也

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十九條の四第一項の規定により吉野森林計画区に係る平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの地域森林計画を変更したので、その関係図書を奈良県農林部林政課において閲覧に供します。

平成十七年二月十四日

奈良県知事 柿本善也

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年二月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年五月二十日第七〇一八二二号

平成十六年一月二十三日第七〇一八二二二号

平成十六年二月二十三日第七〇一八二二二二号

平成十六年五月三十一日第七〇一八二二三号

平成十六年七月十五日第七〇一八二二四号

平成十七年一月二十四日第七〇一八二二五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月二日第六一七二二号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市東菜畑一丁目一六五番地ノ一及び三〇二七番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目一番一号  
総合地所株式会社 代表取締役 松岡瑞樹

一 許可番号

平成十六年十月十二日第七四一八五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月三日第六一七四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市八木町二丁目四〇五番地ノ一、四〇五番地ノ二及び四〇七番地ノ四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市八木町二丁目六番一五号

國分寺 代表役員 勝山融心



松原清

教育委員会規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年二月十四日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の五の次に次の一条を加える。

（学校評価）

第三十二条の六 校長は、学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、適切な項目を設定して行うものとする。

3 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 学校評価の実施等に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

教育長公告

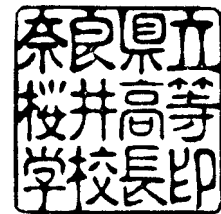
奈良県立桜井高等学校において使用する校長印を次のように定め、平成十七年二月十五日から使用する。

なお、昭和五十三年十月三十一日教育委員会公告で公告した奈良県立桜井高等学校の校長印は、平成十七年二月十四日限り廃止する。

平成十七年二月十四日

奈良県教育委員会教育長 矢和多忠一

奈良県立桜井  
高等学校校長印



注 縦 27ミリメートル  
横 27ミリメートル

労働委員会公告

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条の規定により、奈良県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成十七年二月十四日

奈良県労働委員会

会長 佐藤公一

奈良県労働委員会おつせ人員候補者名簿

平成17年1月27日現在

氏名	現職	委員年月日	備考
佐藤 公一	弁護士 労働委員会会長	昭62.12.24	
南川 謙弘	大阪学院大学大学院法学研究科長 労働委員会会長代理	平9.12.4	
下村 敏博	弁護士 労働委員会公益委員	平9.12.4	
西谷 敏	大阪市立大学大学院法学研究科教授 労働委員会公益委員	平13.5.24	
川合 紀子	(財)健やか奈良支援財団理事 労働委員会公益委員	平15.6.1	
森本 哲次	日本労働組合総連合会事務局局長 労働委員会労働者委員	平9.12.4	
杉本 敏範	NTT労働組合奈良県ノード連絡協議会会長 労働委員会労働者委員	平13.12.12	
小山 洋二	シヤーマ労働組合奈良支部執行委員長 労働委員会労働者委員	平13.12.12	
八伏 勝彦	奈良交通労働組合執行委員長 労働委員会労働者委員	平14.10.1	
山崎 健二	自治労奈良県本部執行委員長 労働委員会労働者委員	平17.1.27	
中 武兵衛門	奈良県木材協同組合連合会専務理事 労働委員会使用者委員	平7.12.15	
小林 宏	奈良県経営者協会専務理事 労働委員会使用者委員	平9.12.4	
井村 達男	㈱アムラ封筒代表取締役会長 労働委員会使用者委員	平13.5.24	
中村 繁良	奈良交通(株)専務取締役 労働委員会使用者委員	平13.12.12	
船谷 正祥	(株)呉竹取締役会長 労働委員会使用者委員	平16.1.8	
岩田 勝弘	労働委員会事務局局長	平12.4.28	
吉岡 重治	労働委員会事務局次長	平14.4.25	
高橋 涉	労働委員会事務局調整課長	平16.4.22	

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

